

あんなか スマイルキッズ！

「広報あんなか」に子ども
の写真とコメントを掲載
してみませんか。詳しい内
容は、市ホームページをご
覧ください。



1歳のお誕生日おめでとう
これからも毎日元気に
すくすく育ってね



とつか ひなた
戸塚 一陽 ちゃん

にかけて日本年金機構本部から送付さ
れますので、年末調整や確定申告の際
には必ずこの証明書(または領収証書)
を添付してください。
また、10月1日から12月31日までの
間に今年はじめて国民年金保険料を納
付した人には、来年の2月上旬に送付
されます。
家族の国民年金保険料を納付した場

合も、本人の社会保険料控除に加える

ことができず、家族あてに送付
された控除証明書を添付のうえ申告し
てください。「社会保険料(国民年金保
険料)控除証明書」についての照会は、

控除証明書のはがきに表示されている
電話番号にお問い合わせください。
保険料の追納をお勧めします

国民年金保険料の全額免除や一部免
除の承認を受けた期間については、保
険料を全額納付したときに比べ、将来
受ける年金額が少なくなります。

また、納付猶予や学生納付特例の承
認を受けたままであとから保険料を納
めなかった場合、その期間について
は、年金を受けるための資格期間に算
入されますが、老齢基礎年金額には反
映されません。

そこで、これらの期間は、10年以内
であれば、あとから保険料を納めるこ
と(追納)ができます。ただし、承認を
受けた期間の翌年度から起算して3年
目以降に追納する場合には、当時の保
険料に経過した年数に応じて加算額が
上乘せされます。

詳しくは、高崎年金事務所へ相談し
てください。
**保険料を納め忘れた人には電話や訪問
による納付の案内をしています**

国民年金保険料の納め忘れはありま

せんか。

保険料の納め忘れなどで未納となっ
ている人に対して、日本年金機構が委
託した会社(株式会社アイヴィジツ
ト・東洋紙業共同企業体)が電話や訪
問により保険料の納付の案内をしてい
ます。個人のプライバシーに関するこ
とについてお尋ねすることはありませ
ん。

大事な年金の受給権を失わないため
に、保険料はきちんと納めましょう。
11月は「ねんきん月間」です

日本年金機構では、厚生労働省と協
力して、毎年11月を「ねんきん月間」
と位置づけ、国民の皆さんに公的年金
制度に対する理解を深めていただくた
めの取り組みを行っています。また、
11月30日は、ご自身の年金記録や年金
受給見込額を確認し、高齢期の生活設
計に思いを巡らしていただく「年金の
日」です。この機会に、年金記録の確
認や年金見込額を試算できる「ねんき
んネット」のご利用をはじめてみませ
んか。ねんきんネットの利用登録やね
んきん月間の取り組みについては、日
本年金機構のホームページを確認して
ください。

高崎年金事務所国民年金課
問合せ
027-3322-4299

令和3年4月29日にオープンした
「あんなかスマイルパーク」の管理運
営業務について、指定管理者を公募し
ます。
◇指定管理者の公募概要
指定管理期間
令和5年4月1日～令和8年3月31日
(3年間)
業務概要
あんなかスマイルパーク管理運営業務
①地域子育て支援拠点事業(「ニコニコ」の運営)
②スマイルパーク管理運営業務および
ケルナー遊具等公園施設維持管理業務
◇指定管理者決定までのスケジュール
募集要項などの配布
11月1日(火)～
応募書類の受付期間
11月1日(火)～12月23日(金)
管理者の決定▼令和5年第1回安中市
議会定例会で決定
手続などの詳細は、お問い合わせい
ただくか市ホームページを
ご覧ください。

あんなかスマイルパーク
問合せ
027-380-2525

